

福岡水素エネルギー戦略会議 平成 23 年度実証活動支援事業 公募要領

1. 実証活動支援事業の目的

「福岡水素戦略 (Hy-Life プロジェクト)」に基づく優れた実証活動を支援することにより、水素エネルギー社会を世界に先駆け実現するとともに、世界的な研究開発拠点を形成することを目的とします。

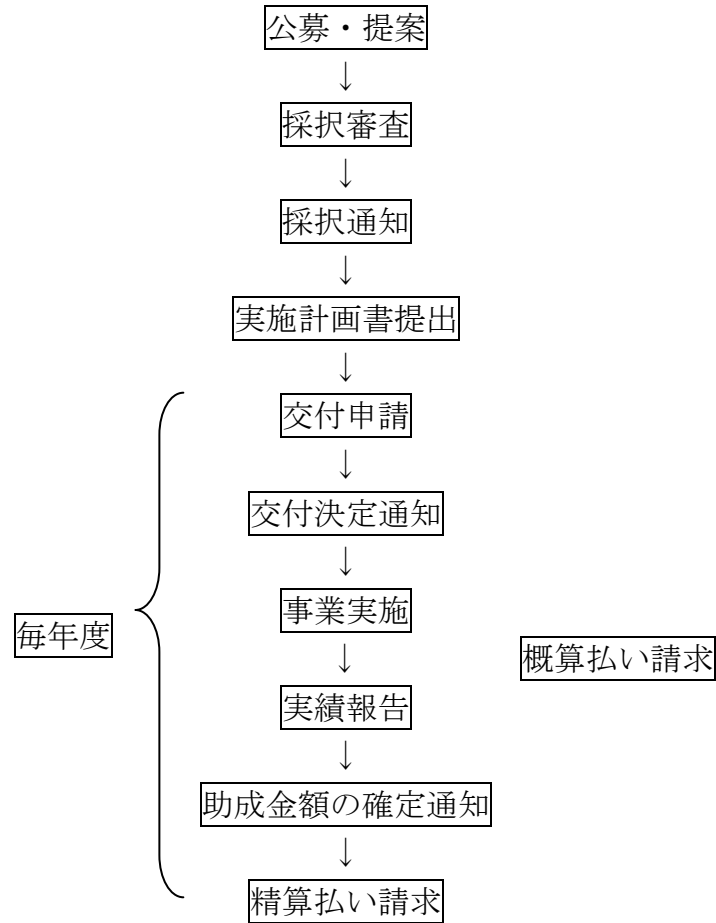
2. 公募対象条件等

公募対象 (事業名)	補助要件
1. 北九州水素タウンを活用した実証研究	<p>[実証目的] 副生水素を市街地へパイプライン供給する水素エネルギーコミュニティのビジネスモデルを検証し、かつ社会受容性の向上を行うことを目的とする。</p> <p>[実証場所] 北九州市八幡東区東田内</p> <p>[事業期間] 平成 23～25 年度 (3 年間)</p> <p>[助成対象]</p> <p style="margin-left: 20px;">I) ・水素パイプラインによる水素供給技術の実証に要する経費 ・集合住宅や公共施設に設置の純水素型燃料電池の運転実証に要する経費</p> <p style="margin-left: 20px;">II) ・小型移動体 (燃料電池アシスト自転車, 燃料電池フォークリフト等) の実証に要する経費</p> <p>[補助率] 上記につき、事業費の 1/2 以内 ※1, 2</p> <p>[助成上限] I)、II) について、合計で 3,500 万円以内 (平成 23 年度)</p> <p>[採択件数] I)、II) とともに 1 件程度</p>

※1 : 助成対象経費 (事業費) は、「①機械装置等経費」「②消耗品費」「③委託費」「④調査旅費」「⑤その他経費 (①～④以外で会長が認めた経費)」の合計額とする。(経費の区分は、5 頁「別表」に示すとおり。)

※2 : 助成対象経費 (事業費) の 1/2 を超えない範囲で、人件費および現物提供分を金額換算し「その他経費」に算入することを認める。(詳細については事務局と調整)

3. 事業の流れ



4. 応募資格

- ① 福岡水素エネルギー戦略会議の会員であること。
- ② 提案代表者は、「産」、もしくは「産」により構成された団体等であること。

※「産」：日本国内に事業所を有し、1年以上事業を継続している企業。

5. 提案書受付期間

平成23年3月14日（月）～平成23年3月25日（金）午後5時必着

6. 提案書様式

様式「福岡水素エネルギー戦略会議 平成23年度実証活動 実施提案書」

7. 提案書の提出方法

提案者は、①「福岡水素エネルギー戦略会議 平成 23 年度実証活動 実施提案書」を 3 部(正本 1 部、副本 2 部)、②「提案書のデータを入力した CD-R」 1 枚を、持参又は郵送により提出ください。

※ 提案書は採択審査以外の目的に使用せず、応募内容に関する秘密は厳守いたします。提案書は返却いたしません。
提出された提案書等について、ヒアリングを行う場合があります。

8. 採択審査

提案されたテーマの中から、本事業の目的・目標、実証活動の完遂能力等を総合的に判断し内定者を決定します。

9. 助成金の支払

助成金の支払いは、概算払い及び精算払いを併用するものとします。

なお、概算払いとは、原則として、年度途中に行う、支払い済み及び支払いが確定している経費に係わる助成金の支払いをいいます。

10. 成果の帰属

助成事業によって得られた産業財産権等の成果は、原則として、助成を受けた企業等に帰属します。

11. その他

(1) 助成対象は、原則として、採択通知日以降に発生した経費とします。

(2) 助成金の交付決定は単年度毎に行います。

(3) 複数年度にわたる事業については、前年度の事業実績の評価を行い、その結果に基づき助成額を決定します。

評価結果によっては、助成金が交付されない場合や、助成額が減額される場合があります。

(4) 本事業は地方自治体からの負担金により実施されているため、地方自治体の予算成立後、助成内容等に変更が生じる場合もあります。

12. 問い合わせ及び応募書類の提出先

福岡水素エネルギー戦略会議事務局（福岡県商工部新産業・技術振興課内）

担当：杉本、平野

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7

TEL 092-643-3448 , FAX 092-643-3436

E-mail info@f-suiso.jp

URL <http://www.f-suiso.jp>

別表（経費の区分）

1. 機械装置等経費	1 件が 10 万円以上の機械装置又は工具器具の購入、製作、改良、修繕、据付、撤去に要する経費。 (但し、パソコン等著しく汎用性の高いと認められるものは除く。)
2. 消耗品費	試薬、工具、消耗品のほか、1 件が 10 万円未満の機械装置又は工具器具の購入等に要する経費。
3. 委託費	試験、設計、加工、装置の据付工事等の外注に要する経費。 (但し、機械装置費に含まれる経費は除く。)
4. 調査旅費	必要な調査や出張のための経費。 (社内規定に基づいた旅費等を認める。)
5. その他経費	1～4 以外で会長が認めた経費。 (但し、茶菓子代や飲食費、交際接待費は除く。)

※ 助成対象経費（事業費）の 1/2 を超えない範囲で、人件費および現物提供分を金額換算し「その他経費」に算入することを認める。（詳細については事務局と調整）